

三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金実施要領

1. 目的

外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業は、外国人留学生が介護福祉士資格を取得し、県内の介護職場へ就労することを支援するため、将来の就労予定先である介護施設等が支給する奨学金に係る費用の一部を助成することを目的とし、三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

2. 補助対象事業者

介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士試験を受験する意思のある留学生（※1）に対し、学費や生活費などを貸与又は給付する介護施設等（※2）とする。

※1 介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校在学生及び介護福祉士養成施設在学生（以下「外国人留学生」という。）

※2 三重県内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業所及び施設（以下「介護施設等」という。）の開設者

3. 事業内容等

外国人留学生に対し、介護施設等が学費や生活費などを奨学金として貸与又は給付する経費の一部を補助する。

(1) 他制度との併給について

外国人留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等の類似する他の国庫補助事業等を受けている場合は本事業の対象としない。ただし、他制度と本事業が重複しない場合は対象とする。

(対象事例)

- ・日本語学校修学分について本事業を利用し、介護福祉士養成施設修学分に他制度を利用する
- ・介護福祉士修学資金貸付事業で生活費加算を受けず、本事業で介護福祉士養成施設における居住費などの生活費への補助を利用する など

(2) 補助金の返還

補助事業者は、奨学金の支給を受けた外国人留学生から奨学金が返還された場合は、その額の1/3を県に返還しなければならない。

(3) 補助対象期間

日本語学校及び介護福祉士養成施設に在籍している期間とする。ただし、当該修学機関を卒業したものは、その当該年の3月までを補助対象期間とする。

4. 交付申請

本事業による補助を受けようとする者は、当該年度1年間に予定している外国人留学生への支援について、交付要領第6条に定める申請書を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 在留カードの写し
- (2) 奨学金貸与（給付）規定
- (3) 在学証明書
- (4) 外国人留学生と補助事業者との奨学金の貸与にかかる契約書（貸与決定通知書等）の写し

5. 実績報告

本事業に係る実績報告には、交付要領第14条に定める実績報告書を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 奨学金の支給を行ったことが確認できる書類の写し（明細書、領収書など）
- (2) 修学機関を在籍、卒業、休学又は退学等している場合は、そのことを証する修学機関が発行する書類

6. 補助金対象者状況報告

補助事業者（奨学金を給付する事業者を除く。）は、本事業実施後、貸与した奨学金について、補助事業者へ返還を要さなくなるまでの間、毎年4月10日までに補助金対象者の状況を様式1により県に報告しなければならない。

7. 留意事項

本事業の実施にあたっては、別添「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」（平成30年3月法務省入国管理局）を十分に参照すること。

8. その他

本要領に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は別に定める。

附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

令和 年度外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金対象者状況報告書(令和 年3月31日現在)
団体名

(様式1)

留学生名 送出し国名	補助年度	学校種別	学校名	奨学金等支給金額(円)					返還 免除額 (円)	返還 決定額 (円)	返還金額 (円)	返還残額 (円)	備考
				学費	入学 準備金	就職 準備金	受験 対策費	生活費					
			計	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0				
			計	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0				
			計	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0				
			計	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0				
			計	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0				

※奨学金等支給金額、返還免除額、返還決定額については、上段には団体の奨学金貸与規定による実際の支給金額を、下段には補助対象金額を記入してください。

【記載例1】

令和4年度外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金対象者状況報告書(令和5年3月31日現在)

(様式1)

団体名

留学生名 送出国名	補助年度	学校種別	学校名	奨学金等支給金額(円)					返還免除額(円)	返還決定額(円)	返還金額(円)	返還残額(円)	備考
				学費	入学準備金	就職準備金	受験対策費	生活費					
○○☆☆	令和4年度	日本語	○○日本語学校	480,000					360,000	840,000			
				480,000					360,000	840,000			
ベトナム		合計		480,000	0	0	0	0	360,000	840,000			
	令和4年度	専門学校	◎◎福祉専門学校(1年)	600,000	250,000				360,000	1,210,000			
□□△△				600,000	200,000				360,000	1,160,000			
		合計											
フィリピン		合計		600,000	250,000	0	0	0	360,000	1,210,000			
				600,000	200,000	0	0	0	360,000	1,160,000			
◎◎◇◇	令和4年度	専門学校	◎◎福祉専門学校(2年)	600,000		250,000	40,000		360,000	1,250,000			
				600,000		200,000	40,000		360,000	1,200,000			
インドネシア		合計		600,000	0	250,000	40,000		360,000	1,250,000			
				600,000	0	200,000	40,000		360,000	1,200,000			
		合計		0	0	0	0	0	0	0			
				0	0	0	0	0	0	0			
		合計		0	0	0	0	0	0	0			
				0	0	0	0	0	0	0			

※奨学金等支給金額、返還免除額、返還決定額については、上段には団体の奨学金貸与規定による実際の支給金額を、下段には補助対象金額を記入してください。

留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項

平成30年3月
法務省入国管理局

本邦に在留する期間中の生活に要する費用（学費・生活費）を貸与型奨学金（都道府県等が実施主体となる修学資金等貸付制度を除く。）により支弁しようとする留学生（留学希望者を含む。以下同じ。）及び当該留学生の受入れを検討されている教育機関におかれましては、当該奨学金の貸与条件等に関し、適正な出入国管理を行う観点から、以下の点に御留意いただくようお願いします。

1 貸与条件

留学生としての本来活動の継続が困難とならないよう、貸与を受ける留学生が以下に該当する場合を除き、原則として、在学中にその貸与を終了する条件が付されていないこと。

例えば、奨学金の貸付の際に指定された稼働先（アルバイト先）を辞職した場合に貸与を途中で終了することを条件とすることは認められません。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他奨学金を貸与することが適当でない認められるとき。

2 返済条件

- (1) 在学中の返済が求められていないこと。

留学生は我が国において勉強に従事するために入国・在留が認められているものですので、在学中の返済は、留学生としての本来活動に支障が出るおそれがあることから、原則として認められません。

なお、入国後、例えば長期休業期間等で資格外活動による収入が多い月に、留学生本人の希望により、生活に支障のない範囲内で繰上返済を行うことは差し支えありませんが、貸与した法人により繰上返済が強要されることは認められません。

- (2) 貸与額の残額を一括で返済する等の条件が設けられていないこと。

奨学金の貸与を受ける場合、留学生が貸与額を一括で返済できる資産を有しているとは通常考え難いことから、次のような場合に一括で返済する

又は違約金を徴収する等の条件が付されているものは認められません。

ア 貸与を途中で終了した場合

イ 就労に係る在留資格への変更が認められなかった場合

ウ 卒業後に奨学金を貸与した機関等の特定の機関で就労しない場合

エ 返済期間中に特定の機関を辞職する場合

また、奨学金の貸与を受ける留学生が奨学金の返済期間の途中で本国へ帰国する場合に、本邦に引き続き在留する場合よりも高額な返済が求められることは適当ではありません。

なお、特定の機関において一定期間就労した場合に、就労期間に応じてその返済の一部又は全部を免除することは差し支えありません。

(3) 返済額が、就職後に得られるであろう収入からみて生活に支障のない範囲内であること。

例えば、月当たりの返済額が手取りの約1割以内であれば、一般的には生活に支障のない範囲内と考えられます。

なお、収入が多い月などに留学生本人の希望により繰上返済を行うことは差し支えありませんが、貸与した法人により繰上返済が強要されることは認められません。

3 その他

(1) 奨学金の貸与を受ける留学生が奨学金の貸与条件及び返済条件を理解していること。

(2) 奨学金貸与期間中の資格外活動許可に基づく稼働（アルバイト）先及び教育機関卒業後の就労先があらかじめ決められている場合には、奨学金の貸与を受ける留学生がその労働条件を理解していること。（下記の参考(1)参照）

(3) 本邦に在留する期間中の生活に要する費用（学費・生活費）のすべてを奨学金（注）により支払う場合を除き、奨学金以外の方法により支払うこととなる費用について、現に有する預貯金等により支弁可能であると確認できること。

（注）貸与型・給付型を問わない。

4 在留資格認定証明書交付申請における経費支弁に係る提出資料

貸与型奨学金により学費等を支弁しようとする場合には、在留資格認定証明書交付申請において上記3（3）の資産を立証する資料に加えて、以下の提出が求められます。

また、在留期間更新許可申請においても提出が求められる場合があります。

- (1) 奨学金の貸与条件及び返済条件を規定している資料（奨学金貸与規程等）
- (2) 奨学金の貸与に係る契約書の写し（貸与を受ける留学生在が自筆で署名したもの）
- (3) 奨学金の支給回数等具体的な貸与方法を説明する資料（貸与する法人から授業料として直接教育機関へ年2回支給，貸与する法人から留学生の銀行口座へ毎月支給等）
- (4) 奨学金貸与期間中の資格外活動先があらかじめ決められている場合には，留学生在が稼働することとなった場合の勤務時間や給与等の雇用条件が分かる資料及び留学生在が当該条件について理解している旨を申告する資料（留学生在が自筆で署名したもの）
- (5) 奨学金を貸与する法人の登記事項証明書（全部事項証明書）及び直近の決算書（損益計算書，貸借対照表）
- (6) 教育機関卒業後の就労先があらかじめ決められている場合には，当該雇用条件が留学生在と同等の経歴を持つ者が稼働する場合の雇用条件と同等であることを説明する資料（例えば，就業規則の写し等）及び留学生在が当該条件について理解している旨を申告する資料（留学生在が自筆で署名したもの）

（注）貸与型奨学金以外に係る資料については，各地方入国管理局の案内に沿って御提出ください。また，審査の過程において，上記以外の資料を求める場合もありますので，あらかじめ御承知おきください。

（参考）労働関係法令との関係

- (1) 在学期間中の資格外活動許可に基づく稼働（アルバイト）先や教育機関卒業後の就職先をあらかじめ決められていることを条件に，奨学金の貸与を受けることについては，直ちに労働契約法及び労働基準法に抵触するとは言えませんので，奨学金の貸与・返済条件が上記1及び2に合致するものであり，奨学金の貸与を受ける留学生在が，上記3（2）のとおり，労働条件について理解し，了承しているのであれば，在留資格「留学」に係る入国・在留審査においては差し支えないこととして取り扱います。
- (2) 労働することを条件として貸与される奨学金の返済方法として，使用者が留学生の給与から一方的な天引きを行う場合には，労働基準法第17条に抵触することに御留意ください。

なお，留学生在が自らの意思により天引きを希望する場合には同条には抵触しませんが，そのような形式がとられている場合であっても，実質的にみて使用者の強制によるものと認められる場合には，同条に抵触することとなります。

（注）詳細については，管轄の労働基準監督署へお問い合わせください。